

# 同志社大学文化系公認団体クラマ画会会則

## 第1章 総則

(基本原則) 第1条①クラマ画会幹事団は規約に違反するものを協議によって処罰する権限を有する。

②権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

③権利の濫用は、これを許さない。

## 第2章 部員

(入部) 第2条①学生であり、入学金・会費・入部届けを提出し、幹事長より承認を受けたものを部員とする。

②入部届けの提出には会則の承認を必要とする。

(退部) 第3条①退部希望者は、その旨を幹事長に報告しなければならない。

②退部者は名簿から削除し、その後のクラマ画会での活動は一切許されない。

(休部) 第4条①休部は、その旨を幹事長に報告し、幹事長の承認により可能となる。

②留学中は、活動への参加がない限り、原則的に休部扱いとする。

(会費) 第5条①部員は会費・EVE祭費を払わなければならない。

②会費・EVE祭費は各学期最初の総会后、1ヶ月以内には支払わな

ればならない。遅れる場合は、その旨を会計に連絡しなければなら  
ない。

③期限が過ぎても支払いがない場合、退部処分となる。

④各展覧会に参加する場合は、展覧会幹事の定めた期日までに参加費を支払わ  
なければならない。

### 第3章 活動

(部員の義務) 第6条①部員は回生展・EVE祭への参加、総会への出席を義務  
とする。やむを得ない事情がある場合は、幹事長に連絡し承認を得な  
なければならない。

②総会を欠席する場合は、幹事長に委任状を提出しなければならない。また、総  
会を年度内2回無断欠席すると退部処分となる。

③前項にいう委任状とは、幹事長へ以下の事項を記載した電子メールまたはク  
ラマの知恵袋内にある委任状をダウンロードして記入したもののどちらかを幹  
事長に提出すれば事足りるとする。

1.氏名

2.回生

3.欠席の理由

#### 4. 幹事長へ全権を委任する旨

④回生展に参加しなかった場合も同様に退部処分となり、再入部には入会金の支払いが必要となる。

⑤部員は各行事において幹事を手伝い、円滑に活動出来るよう尽力しなければならない。

( 部員の権利 ) 第 7 条 部員はその活動において、部室・ 共用備品を使用し、各行事へ参加する権利を有する。

( 部室の使用 ) 第 8 条①部員は部室を整理整頓するように心がけ、清潔に使用しなければならない。

②部室内における私物の盗難・ 破損を、部は一切保障しないものとする。

③部室内での飲酒・ 喫煙は厳禁とする。

④作品は展覧会後早急に持ち帰らなければならない。

⑤卒業後、私物・ 作品はすべて持ち帰ること。

⑥卒業後、持ち帰らない私物・ 作品は、連絡のない場合、幹事長が任意に処分出来るものとする。

⑦部員以外はクラマ画会ボックス・ アトリエを使用してはならない。ただし、幹事長から了承を得た場合は例外とする。

( 備品の使用 ) 第 9 条①部員は備品を使用するときは、責任を持って使用する

こと。

②備品を破損した場合は、幹事団の協議によって定められた金額を部に対し支払わなくてはならない。

( 迷惑行為 ) 第 10 条 部・部員への加害行為、活動を妨げる行為を行った者は、幹事団の協議によって定められた処分を受けなければならない。

#### 第 4 章 幹事

( 幹事の決定 ) 第 11 条 各幹事は 2 学年の部員総員によって協議し、総会での承認を得て決定されるものとする。

( 幹事の義務 ) 第 12 条 総会によって任命された幹事は、行事が円滑に行われるように誠実に職務を遂行しなければならない。

( 幹事の補充 ) 第 13 条 幹事の任期中に欠員が出た場合、幹事団の協議によって幹事を任命し補充することが出来る。

#### 第 5 章 改正

( 会則の改正 ) 第 14 条 この会則の改正は、改正会議出席者総員の 3 分の 2 以上の賛成によって行われるものとする。